#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 1 4 日現在

機関番号: 34428

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2021~2023

課題番号: 21K11433

研究課題名(和文)スポーツを通じた社会問題の解決 - フランスのスポーツ法制・政策を中心に -

研究課題名(英文)Solving social problems through sports -Focusing on French sports legislation and policies-

研究代表者

石井 信輝(ishii, nobuki)

摂南大学・法学部・教授

研究者番号:00288044

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文): 現代社会に横たわる様々な社会問題の解決を図るために、フランスのスポーツ法制・政策の知見を獲得することが、本研究の目的である。そのため、同国の「スポーツ法・経済研究所」等の機関を訪問することによって、調査および現地研究者・担当者との意見交換を行った。その結果、フランスの近時のスポーツ政策、例えば「スポーツ市民プログラム」や、スポーツ法制に関する知見を獲得した。それらの成果を「スポーツを通じた社会問題の解決・フランスのスポーツ法制・政策を中心に・」というタイトルで学術論文にまとめ、公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義「両性の平等」などの具体的な社会問題に対処ことを目的として制定された「平等と市民性に関する2017年1月27日付法律第2017-86号」の条文のうち、スポーツに関係するものを逐語訳し検討した。そのことによって同法に、スポーツ活動への男女平等のアクセスの推進、性的指向やジェンダー・アイデンティティなどを理由に憎悪や差別を扇動する行為に対する刑の加重、及び社会的排除から包摂のためのスポーツ活動の活用など、に関する規定が加えられたという知見を獲得した。

研究成果の概要(英文): The aim of this study is to acquire knowledge of French sports legislation and policy in order to solve various social problems lying in contemporary society. To that end, I visited institutions such as the laboratory Centre for Sports Law and Economics in France, to conduct research and exchange opinions with local researchers and staff. As a result, this study has gained knowledge of recent French sports policy, e.g. "Sports Citizens" Program and sports legislation. Those results were compiled and published in an academic paper under the title "Solving" social problems through sport -Focusing on French sports legislation and policies-.'

研究分野: スポーツ科学

キーワード: スポーツ法制 スポーツ政策 フランス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

#### 1.研究開始当初の背景

我が国のスポーツ領域における基本法である「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)」は、2011年に制定された。その第9条は、スポーツに関する総合的な施策を推進するために、スポーツ基本計画の策定を義務付けている。同基本計画(第二期、2017年4月から5年間)は、今後のスポーツ政策が目指す方向性として、『前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創ること』を示した。また、このような政策目標を達成するために、次のようなスポーツ活動の役割を指摘している。1)「社会を変える」(スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。)、2)「世界とつながる」(スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。)。すなわち、スポーツ活動は、健康の維持増進という従前から認識されていた役割に加えて、現代社会に横たわる様々な社会的な問題の解決に貢献することも期待されるようになったということができよう。

現代社会が抱える解決すべき問題の一つは、「女性の活躍促進」(両性の平等)である。また「異文化間の対話と交流、および相互理解の促進と不寛容の除去」も、その一つである。このような社会問題に対してスポーツをもって対処していくためには、包括的かつ具体的な施策を立案する必要がある。また、それら施策の実効性を高めるための個別法を整備することも必要である。というのは、プログラム規定で構成されるスポーツ基本法には、このような政策目標を具現化するための条文は存在しないためである。ここで指摘した具体的な施策の立案や個別法の制定という課題を解決するためには、フランスにおけるスポーツ政策及び法制を対象に、研究を進めることが有効であると考えられる。というのは、フランスは1970年台半ばからヨーロッパ外からの移民が増加、それらの人々をフランス社会にどのように統合していくかという、新たな問題に直面し、その解決のために「様々な差別の禁止」や「相互理解を促進し、不寛容を取り除くこと」に貢献する施策や法律の整備が、スポーツに関連する分野においても策定されてきたためである。

#### 2.研究の目的

このような背景を踏まえて本研究においては、「両性の平等」や「異文化間の対話と交流、および相互理解の促進と不寛容の除去」等の社会的問題を、スポーツを通じて解決するための知見を獲得することを目的とした。

#### 3.研究の方法

フランスにおいては近時、フランソワ・オランド (François Hollande) 大統領のもとで 2015 年から 2016 年にかけて行われた「平等と市民性関係閣僚委員会 (Comités interministériels à la l'égalité et à la citoyenneté) 以下「関係閣僚委員会」とする」の第 1 回会議(2015 年 3 月 6 日に開催) (Réunion interministériele du 6 mars 2015) において、「差別」や「不寛容」等の社会的問題を解決するための 60 の施策が取りまとめられ、公表された。その中のスポーツ領域に関係する施策が「スポーツ市民プログラム」 (Programme « citoyens du sport » ) である。またそのプログラムを具現化するために策定されたのが、「スポーツ市民」プラン(Le plan « citoyens du sport » ) である。上述した目標を達成するために本研究においては、これらのプログラムやプランの内容や役割について概説するとともに、上記 60 の施策の実行性を高めるために制定された「平等と市民性に関する2017 年 1 月 27 日付法律第 2017-86 号」(LOI n°2017-86 du 27 janvier 2017 relative à l'égalité et à la citoyenneté ) (以下「平等と市民性法」) の条文のうち、スポーツに関するものを翻訳し、検討することとした。

## 4. 研究成果

A)「スポーツ市民プログラム」に関して

「スポーツ市民プログラム」が示された「関係閣僚委員会」が招集されたのは、2015 年である。当時のマニュエル・ヴァルス(Manuel Valls)首相は、フランスが直面する深刻な社会的及び民主主義的不安に、強固で思いやりのある共和国をもって対処するとして、同会議を招集し、そのような共和国の建設のための根幹をなす二つのキーワードを示した:市民性(citoyenneté)と平等(égalité)。前者は「運命共同体への帰属と共有する価値観への同意」を意味し、後者は「誰にも与えられる等しい機会と誰をも律する等しいルール」を意味する。

同会議においては、平等を実現し市民性を高めるための、60 の施策がとりまとめられ公表された。その中の一つが「スポーツ市民プログラム」である。同プログラムの役割は、社会的融合を実現するためのツールであるスポーツを活用し、社会の基礎となる価値を伝えていくことにあるが、同プログラムはその実施に際しての注意点として、次の3つを挙げている。

- ・スポーツ実践から最も遠い若者たちに、スポーツに親しむ機会を提供する。
- ・スポーツクラブにおける定期的な身体およびスポーツ活動を、社会的およびジェンダー的融合を促進するための教育的活動の一環として推進する。
  - ・スポーツ団体や地方自治体と共同で、本プログラムを実施する。

また、同プログラムは方策として次の3つを挙げている。

- ・スポーツ施設が不足する地域にその設置を支援する。
- ・スポーツ連盟のコミットメント、すなわちスポーツに携わる人々の養成を通じて、市民スポーツ政策を地域クラブにまで広げる。スポーツ活動に親しむことができよう、少年少女を問わず、若者に手を差し伸べる。
- ・CNDS (Centre national de développement du sport 国立スポーツ振興センター)によるプールへの優先投資を通じて展開される、プラン「泳ぎを習う」を実施する。

## B)「スポーツ市民」プランに関して

都市・青少年・スポーツ省(Ministère de la Ville, de la Jeunesse et des Sports)は「スポーツ市民プログラム」の具現化のための方策として、パートナーであるスポーツ連盟とともに「スポーツ市民プラン」(Le plan « citoyens du sport »)を策定した。同プランでは次の 4 つの具体策が示された。 1)(スポーツ)クラブのプロフェッショナル化への支援、 2)スポーツ連盟の動員とその支援、 3)「泳ぎを習う」(J'apprends à nager ) 4)大規模スポーツイベントやハイレベルスポーツの計画的な推進。

例えば、スポーツ連盟を「スポーツ市民」プランに動員するための支援として、200 万ユーロが提供される。スポーツ連盟は「優先地域においてスポーツの実践を推進」するとともに、「無給の幹部や管理者、および有給の職員に対する市民的価値についての研究会」を実施する。その他にもスポーツ連盟は、市民参加を促進するために、市民奉仕機構(Agence du service civique)との協定により、2015年から2017年の間にスポーツ分野で15,000件の市民奉仕(Service civique)任務を引き受ける。また、「泳ぎを習う」(J'apprends à nager)は、6歳から12歳までの児童を対象に、無料で行われる2015年7月17日にThierry Braillard よって提唱された活動である。この活動の目的は水中を安全に動き回ることができるようにし、水の文化を教え、水に対する関心と事故に対する予防意識を高めることにあり、本プランにより2015年に100万ユーロの追加予算を受ける。

## C)「平等と市民性に関する 2017 年 1 月 27 日付法律第 2017-86 号」に関して

関係閣僚委員会が取りまとめた 60 の施策の実行性を高めるために制定されたのが、平等と市民性に関する 2017 年 1 月 27 日付法律第 2017-86 号である。この法律は 4 編 224 条からなる。「平等と市民性法」の条文について精査したところ、スポーツ領域に関連するものとして次を列挙することができる。 第 177 条 3 項、 第 202 条、 第 207 条、および 第 223 条。これらの条文の全てが、第 3 編「真の平等のために」を構成することから、左記 4 つの条文は何らかの形で「平等」の実現を目指すものであるといえようが、それらの条文について、スポーツに関する部分を訳出したうえで、一つ一つに検討を深めたところ、次のような知見を獲得した。

から、スポーツに関連するイベントや会合中の行為であったとしても、刑法典第 225-1-2 条が規定する"ビジタージュ"として認定される可能性が生じ、その場合には当該行為に刑事罰が科せられること。 から、「スポーツ活動及びその実践への男女平等のアクセス」が今後、スポーツ活動に参画する上での一般原理であることを明記することによって、スポーツ領域における男女間の差別の解消または低減を図ろうとする、フランス政府の明確な意思。 から、被害者の性的指向やジェンダー・アイデンティティなどを理由に憎悪や差別を扇動する行為も重大な違反であるとみなされ、刑が加重されること、並びにフランスにおける差別撲滅への戦いが、スポーツ領域においても行われていること。 から、社会的に排除された状況におかれる人々を、再び温かく社会に迎え入れるための支援策としてスポーツ活動を用いること。

本研究は、スポーツに関する政策や法制を通じて社会問題の解決に取り組むフランス政府の 姿勢、並びに実施される政策や法制の実効性の高まりを示した。ここで獲得された知見は、特に 本研究において取り上げたような法制が未整備である我が国における、今後のスポーツ政策や 法制の発展に資することができると思料される。

## 5 . 主な発表論文等

「雑誌論文】 計2件(うち沓詩付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

【雑誌論文】 引召(つら直説的論文 2件/つら国際共者 0件/つらオープングクセス 1件)	
1.著者名	4 . 巻
Nobuki Ishii, Hiromi Nakamura	5(4)
2.論文標題	5.発行年
Risk Management during Sport Activities: Analysis of the Recent Legal Case in Japan Regarding	2021年
Foul Ball Damages on a Spectator in a Ballpark	
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
The Educational Review, USA	91-97
	査読の有無
10.26855/er.2021.04.002	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

1 . 著者名 石井信輝	4.巻 62
2 . 論文標題 スポーツを通じた社会問題の解決 - フランスのスポーツ法制・政策を中心に -	5 . 発行年 2024年
3.雑誌名 摂南法学	6 . 最初と最後の頁 35 - 48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6	. 研究組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

# 7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
共同研究相手国	相手力研充機関